

令和5年第3回臨時会

南伊豆町議会会議録

令和5年 11月28日 開会

令和5年 11月28日 閉会

南伊豆町議会

令和5年第3回南伊豆町議会臨時会会議録目次

第1号（11月28日）

| | |
|------------------------------|----|
| ○議事日程 | 1 |
| ○本日の会議に付した事件 | 1 |
| ○出席議員 | 1 |
| ○欠席議員 | 1 |
| ○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 2 |
| ○職務のため出席した者の職氏名 | 2 |
| ○開会宣告 | 3 |
| ○議事日程説明 | 3 |
| ○開議宣告 | 3 |
| ○会議録署名議員の指名 | 3 |
| ○会期の決定 | 3 |
| ○議第112号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 4 |
| ○議第113号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 5 |
| ○議第114号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 6 |
| ○議第115号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 9 |
| ○議第116号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 10 |
| ○議第117号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 11 |
| ○静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙 | 12 |
| ○閉議及び閉会宣告 | 14 |
| ○署名議員 | 15 |

令和5年第3回南伊豆町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和5年11月28日(火)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第112号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
制定について
- 日程第 4 議第113号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正す
る条例制定について
- 日程第 5 議第114号 令和5年度南伊豆町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 6 議第115号 令和5年度南伊豆町公共下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議第116号 令和5年度南伊豆町漁業集落排水事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議第117号 令和5年度南伊豆町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

| | | | |
|-----|----------|-----|----------|
| 1番 | 安藤 広和 君 | 2番 | 岩田 稔 君 |
| 3番 | 大年 美文 君 | 4番 | 黒田 利貴男 君 |
| 5番 | 渡邊 哲 君 | 6番 | 宮田 和彦 君 |
| 7番 | 比野下 文男 君 | 8番 | 長田 美喜彦 君 |
| 9番 | 稲葉 勝男 君 | 10番 | 清水 清一 君 |
| 11番 | 齋藤 要 君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------------|--------|--------|-------|
| 町長 | 岡部克仁君 | 副町長 | 橋本元治君 |
| 教育長 | 佐野薫君 | 総務課長 | 渡邊雅之君 |
| 防災室長 | 平山貴広君 | 企画課長 | 勝田智史君 |
| 地方創生室長 | 山口一実君 | 地域整備課長 | 佐藤禎明君 |
| 商工観光課長 | 大野孝行君 | 町民課長 | 齋藤重広君 |
| 健康増進課長 | 山田日好君 | 福祉介護課長 | 高橋健一君 |
| 教育委員会 教育事務局長 | 佐藤由紀子君 | 生活環境課長 | 高野克巳君 |
| 会計管理者 | 菰田一郎君 | | |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 廣田哲也 | 主事 | 齋藤郁美 |
|--------|------|----|------|

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

- 議長（長田美喜彦君） 定刻になりました。
ただいまの出席議員は定足数に達しております。
これより令和5年第3回南伊豆町議会臨時会を開会いたします。
-

◎議事日程説明

- 議長（長田美喜彦君） 議事日程は、印刷配付したとおりであります。
-

◎開議宣告

- 議長（長田美喜彦君） これより、本日の会議を開きます。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長田美喜彦君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。
南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。
5番議員 渡 邊 哲 君
6番議員 宮 田 和 彦 君
-

◎会期の決定

- 議長（長田美喜彦君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は11月28日、本日1日限りと決定しました。

◎議第112号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） これより議案審議に入ります。

議第112号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。

議第112号の提案理由を申し上げます。

本議案は、2023年人事院勧告により官民格差等に基づく給与水準改定が行われるに当たり、本町においても一般職の給与条例の改正を行うものであります。

改正内容は、高卒初任給を1万2,000円、大卒初任給を1万1,000円引き上げるとともに、在職者調整として所要の改正を行うほか、12月期における賞与について期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05か月引き上げ、支給月数を2.3か月とし、令和6年度以降については、6月期、12月期の支給割合を平準化し、それぞれ2.25か月とするものであります。

また、再任用職員の賞与は、12月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025か月引き上げ、支給月数を1.2か月とし、令和6年度以降については、6月期、12月期の支給割合を平準化し、それぞれ1.175か月とするものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、これに

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第112号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第112号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第113号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第113号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第113号の提案理由を申し上げます。

本議案は、2023年人事院勧告による一般職の給与条例の改正を受けて、特別職についても12月期における期末手当の支給月数を2.3か月とし、令和6年度以降については、6月期、12月期の支給割合を平準化し、それぞれ2.25か月とするものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第113号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第113号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第114号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第114号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第114号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に1,050万円を追加し、予算の総額を54億2,991万3,000円としたいものであります。

歳出の主なものは、議会費に15万2,000円、総務費の総務管理費220万1,000円、民生費の社会福祉費199万円、児童福祉費139万2,000円、教育費の教育総務費62万5,000円などを追加

するものであります。

また、これら財源としては、繰越金を1,050万円追加いたします。

詳細については総務課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） それでは、議第114号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に1,050万円を追加し、予算の総額を54億2,991万3,000円としたいものでございます。

それでは、今回の補正項目について説明をさせていただきます。

予算書の12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。

1款議会費の1項1目議会費の議会事務のうち、期末勤勉手当には、11万円を増額させていただきました。

これは、11月17日に、人事院勧告に基づく国家公務員一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律が可決成立し、高卒・大卒の初任給をいずれも1万円以上引き上げるなど、月給が平均で0.96%（3,869円）の引上げのほか、期末勤勉手当が0.1か月増えて、年4.5か月分になることによるものであります。

以降におきましても同様に、職員給与等の調整がございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

お戻りいただいて、10ページ、11ページをお願いいたします。

今回の補正予算の財源といたしましては、前年度繰越金を1,050万円増額することで財源調整をさせていただきます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

大年議員。

○3番（大年美文君） すみません。ちょっと確認だけさせていただきます。

各款項目で、職員の給与という関係で、会計年度任用職員というのがありますよね。これも同じ、正規職員と同じような形で増額なのか教えてください。

○議長（長田美喜彦君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） お答えをいたします。

会計年度任用職員につきましても、一般職の給与俸給表を使っております。その関係で、今回、改正をさせていただいております。現在、常勤している会計年度任用職員につきましては、4月に遡って給与の改定を行います。

以上でございます。

○議長（長田美喜彦君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第114号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第114号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第115号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第115号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第115号の提案理由を申し上げます。

本議案についても前議案と同様に、人事院勧告による職員給与等の改定に伴う調整を行うもので、収益的支出については、下水道事業費用を39万9,000円増額し、予算の総額を2億2,373万7,000円とするほか、資本的支出を12万1,000円増額し、予算の総額を1億5,057万3,000円としたいものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第115号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第115号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第116号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第116号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第116号の提案理由を申し上げます。

本議案についても同様に、人事院勧告による職員給与等の改定に伴う調整を行うもので、収益的支出については、漁業集落排水事業費用を3,000円増額し、予算の総額を9,502万7,000円とするほか、資本的支出を6万2,000円増額し、予算の総額を6,609万8,000円としたいものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第116号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第116号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第117号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第117号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第117号の提案理由を申し上げます。

本議案についても、人事院勧告による職員給与等の改定に伴う調整を行うもので、収益的支出については、水道事業費用を11万9,000円増額し、予算の総額を4億58万4,000円とするほか、資本的支出を6万4,000円増額し、予算の総額を2億3,014万1,000円としたいものがあります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第117号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第117号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長（長田美喜彦君） 日程第9、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

広域連合議会議員につきましては、静岡県後期高齢者医療広域連合規約第7条の規定により、町議会議員から4人を選出することになっております。

このたび、町議会議員から選出すべき議員のうち2人が欠員となり、その補充のために候補者を募ったところ、選挙すべき人数を超えましたので、投票による選挙が行われるものです。

この選挙は広域連合規約第8条の規定により、全ての町議会における得票総数により当選人が決定されることとなりますので、南伊豆町議会会議規則第33条の規定に基づく選挙結果のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこでお諮りいたします。

選挙結果については、南伊豆町議会会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを広域連合に報告することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、南伊豆町議会会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（長田美喜彦君） ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名します。

南伊豆町議会会議規則第32条の規定により、立会人に1番議員、安藤広和君及び2番議員、岩田稔君を指名します。

候補者名簿を配ります。

〔候補者名簿配付〕

○議長（長田美喜彦君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（長田美喜彦君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（長田美喜彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票をお願いします。

〔事務局点呼・投票〕

○議長（長田美喜彦君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

安藤広和君及び岩田稔君、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（長田美喜彦君） 選挙の結果を報告します。

投票総数、11票。

有効投票、10票。

無効投票、1票。

有効投票のうち、

遠藤 豪君 0票

遠藤嘉規君 10票

西田 彰君 0票。

以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎閉議及び閉会宣告

○議長（長田美喜彦君） 第3回臨時会の日程が全て終了しました。

令和5年第3回南伊豆町議会臨時会はこれをもって閉会といたします。

閉会 午前 9時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 長 田 美 喜 彦

署 名 議 員 渡 邊 哲

署 名 議 員 宮 田 和 彦